

町田市には古代の遺跡をはじめ、先人の遺した多くの文化遺産があります。しかし、近年の宅地開発や土地区画整理により、遺跡や古い建造物などの歴史資料が失われ、また、生活様式の変化により、古くからの生活用具や伝承などの民俗資料も失われつつあります。これらの文化財は、先人の生活ぶりを正しく知るための手掛かりとなるものです。町田市では1960年、町田市文化財保護条例を制定し、失われつつある文化財の保護に努めるとともに、郷土の歴史・文化を未来へ継承するため、資料の収集、保存、展示、調査研究等を行っています。

(1) 自由民権資料館

明治10年代、全国各地で自由と権利を求めた運動が盛りあがり、薩長を中心とした明治藩閥政治に対して国会開設・憲法制定・地租軽減・自治などを要求し、その実現を目指した自由民権運動が展開されました。三多摩を含む神奈川県でも活発な動きがあり、なかでも町田市域は石阪昌孝や村野常右衛門、青木正太郎、細野喜代四郎ら有力な指導者を輩出しました。結社と呼ばれる組織がつくられ、政治学習運動が推し進められました。この運動のなかで、野津田の村野常右衛門が私財を割き、1883年(明治16)2月に建てたのが「凌霜館(りょうそうかん)」という文武の道場でした。

1984年11月にこの凌霜館跡地が子孫の方から

市に寄付されたのを受け、市ではこのゆかりの地に自由民権運動を中心とした資料館を建てるとともに、隣接土地を所有する方の協力を得て、丘陵に続く貴重な緑を守っていくことになりました。1986年11月3日に開館し、1996年11月には



自由民権資料館

増改築し、リニューアルオープンしました。常設 展示「武相の民権/町田の民権」を行うととも に、意欲的に企画展示にも取り組んでいます。

① 施設概要

- 所在地 町田市野津田町897
- 電話 734 · 4508
- 構造 鉄筋コンクリート造、地下1階 地上2階建て
- 延床面積 911.15㎡

② 施設内容

- 展示施設 167.30 m²
- 収蔵施設 180.00㎡
- 閲覧室等 116.65㎡

③ 利用案内

- 利用時間 午前9時~午後4時30分
- 休館日 月曜日(祝日、振替休日にあ たるときは、その翌日)、12月28日~翌 年1月4日、館内燻蒸日

④ 資料の収集等

町田を中心としながら三多摩や神奈川県など明治10年代当時の活動範囲まで幅を拡げて自由民権運動関係資料の収集に努めています。 運動にかかわる直接の資料をはじめ、書簡、書籍、写真類、当時の新聞・雑誌、あるいは民権家の使ったゆかりの物などを収集、整理、保存、管理し、常設展やテーマを決めた企画展などを行います。



中島信行の書「自由所棲是吾郷」(村野浩太郎家)

また、民権運動を対象とした論文や関連の 文献なども、全国的な視点で幅広く集めてい ます。そして、これらの資料や文献を充実さ せ、各地域の様々な情報を提供できる「文献 センター」的な役割を果たすことを目指しています。さらに、資料館の前身の市史編さん室が収集した町田の歴史にかかわる資料、周辺地域の各自治体史や歴史書、市民活動の中から生み出された会誌・会報や記録類、ミニコミ・ローカル紙、自費出版物などの市民資料も同時に収集し、閲覧できる体制を整えています。



自由民権資料館閲覧室

(2) 考古資料室

当資料室は、市内の遺跡から発掘された遺物や 調査の記録類の保管を主な目的として、1991年3 月に竣工しました。



考古資料室

① 施設概要

- 所在 町田市下小山田町4016
- 電話 797・9661
- 構造 鉄筋コンクリート造、2階建て
- 延床面積 482.18㎡

② 施設内容

- 収蔵庫 219.8㎡
- 実習室 76.5 m²
- 撮影室 13.34㎡
- 展示室 35.0 m²

③ 利用案内

○ 開館日

7、8月 土・日曜日・祝休日7、8月以外 第2・4土・日曜日、祝休日(12月28日~翌年1月4日は休館)

○ 利用時間 午前10時~午後4時

(3) 文化財の保護

文化財とは、人間と自然が遺した文化的な遺産であり、歴史上、学術上、芸術上など、様々な観点から優れた価値をもつ「有形の財」「無形の技・芸」です。

① 文化財保護審議会

文化財保護審議会は、文化財の選定や文化財保護に関する教育委員会の諮問に応じて、調査、審議及び、建議するもので、文化財保護条例により設置されています。文化財に関し広くかつ高い識見のある方10名以内で構成されることになっています。

② 指定文化財

町田市内には、多くの重要な文化財が残っています。それらのいくつかは、次ページの表のとおり、国や都、そして市の指定文化財になっています。



東京都指定有形文化財 旧萩野家住宅

③ 埋蔵文化財の調査等

町田市域は遺跡の宝庫です。これまでに約1,000箇所の遺跡が確認されています。これらの遺跡は、開発によって常に破壊の危機にさらされています。開発に際しては、包蔵地についてはできる限り保存するように指導を行っていますが、これが不可能な場合は事前に調査、記録保存を行っています。



なすな原遺跡出土注口土器(縄文後期)



町田市指定有形文化財 能ヶ谷出土銭(約1万枚の古銭)



東京都指定史跡 田端環状積石遺構

町田市の指定文化財

区分	名	所 在 地	指定年月日
国・重要文化財	旧永井家住宅	野津田町 3270 薬師池公園内	S53. 1.21
都・有形文化財	妙福寺祖師堂	三輪町 811	S36. 1.31
	無極和尚坐像	下小山田町 332 大泉寺	S36. 1.31
	観世音菩薩立像	小山町 2524 福生寺	S36. 1.31
	旧荻野家住宅	野津田町 3270 薬師池公園内	S49. 8. 1
	異形台付土器(2点)	本町田 3562 市立博物館内	S50. 2. 6
	旧多摩郡小野路村名主小島家文書	小野路町 950 小島資料館	H 5. 3.22
	小野路組合農兵隊関係資料	小野路町 950 小島資料館	H12. 3. 6
市・有形文化財	十六羅漢図	小山町 3629 宝泉寺	S39. 11. 25
	長福寺山門・文珠堂・本堂格天井花丸絵画	相原町 2109 長福寺	S48. 3. 8
	清水寺観音堂・鐘楼・水屋	相原町 701 清水寺	S48. 3. 8
	青木家住宅	相原町 810	S52. 2.23
	神蔵家住宅	金井 8-26-2	S52. 2.24
	妙福寺本堂・鐘楼門・高麗門(総門)	三輪町 811 妙福寺	S59. 2.24
	天神社本殿	南大谷 451 天神社	S59. 2.24
	阿弥陀三尊像	原町田 3-5-12 勝楽寺	S60. 4.17
	阿弥陀三尊像	本町田 3654 養運寺	S60. 4.17
	阿弥陀如来坐像・地蔵菩薩立像	相原町 3729 円林寺	S60. 4.17
	釈迦如来坐像	小山町 3629 宝泉寺	S60. 4.17
	菩薩立像脇侍像	小山町 2524 福生寺	S62. 11. 13
	誕生釈迦仏立像	成瀬 4464 東雲寺	S62. 11. 13
	聖徳太子立像	鶴間 1210 円成寺	S62. 11. 13
	薬師如来坐像	野津田町 3224 薬師堂	S62. 12. 11
	箭幹八幡宮随身門	矢部町 2666 箭幹八幡宮	H 2. 2.14
	態野神社本殿	三輪町 1925-1 熊野神社	H 2. 2.14
	村野常右衛門生家	小野路町 1256-1 他 野津田公園内	H 6. 7.11
	能ケ谷出土銭遺跡出土品一式	下小山田町 4016 考古資料室	H 9. 3.25
市・無形民俗	金井獅子舞	金井町八幡神社	S38. 10. 22
	丸山獅子舞	相原町諏訪神社	S38. 10. 22
	矢部八幡宮獅子舞	矢部町箭幹八幡宮	S38. 10. 22
文 化 財	大戸囃子	相原町大戸八雲神社	S38. 10. 22
	三ツ目囃子	小山町三ツ目日枝神社	S38. 10. 22
国・史跡	高ヶ坂石器時代遺跡(牢場、稲荷山、八幡平)	高ヶ坂 1418-3 他	T15. 2.24
都 • 史 跡	田端環状積石遺構	小山町 3112-2, 3113-2	S46. 3.29
	青木家屋敷	相原町 810 他	S55. 2.21
	小山田 1 号遺跡	小山田桜台 2-16-6	S60. 3.18
	本町田遺跡	本町田 3455	H 4. 3.30
	西谷戸横穴墓群	三輪緑山 1-25-8	H 4. 3.30
	下三輪玉田谷戸横穴墓群	三輪町 897	H20. 3.26
市 ・ 史 跡	(通称)代官屋敷	金井 8-26-2	S39. 11. 25
	木曽一里塚	木曽西 4-14	S44. 9. 2
	白坂横穴墓群	三輪町 1720-7 他	S50. 10. 27
	(通称)鎌倉井戸	山崎町 1050-1	S54. 9. 7
	白洲次郎・正子旧宅	能ヶ谷 7-3-2	H14. 11. 14
都 • 旧 跡	相原かま跡	相原町陽田谷戸	T15. 4
	井出の沢古戦場	本町田菅原神社付近一帯	T15. 4
都 • 名 勝	福王寺旧園地(薬師池公園)	野津田町 3270	H10. 3.13
市・天然記念物	アカガシ群落	相原町 701 清水寺内	S39. 11. 25
	シダレザクラ	小山町 2057-1 小山市民センター内	S39. 11. 25
	シイ	小野路町 5451 田極氏方	S39. 11. 25
<u> </u>			I .

(1) 学校施設「特別教室」の開放

市民の学習・団体活動等、地域活動の場として、開放区画のある次の学校の「特別教室」の開放を、学校教育に支障のない範囲で行っています。

① 利用の範囲

- 本町田小学校 多目的室・ランチルーム
- 木曽境川小学校理科室・図工室・音楽教室・家庭科室・ランチルーム
- 小山ヶ丘小学校会議室・理科室・図工室・音楽室・第3音楽室・家庭科室
- 鶴川中学校 小ホール(階段教室)・ミーティングル ーム・技術室及び家庭科室(夏季期間のみ 可)

② 利用案内

- 利用時間
 - ·平日 午後6時30分~午後9時
 - ・土日祝日 午前9時~午後9時
 - ※午前・午後・夜間の3区分での利用となり、継続利用は原則できません。
 - ・夏季期間(夏休み)の平日 小学校・中学校 午後1時~午後5時 鶴川中学校(技術室・家庭科室)午後 6時30分~午後9時
- 〇 休室日

毎週水曜日、年末年始、学校行事又は、 町田市教育委員会が指定する日

③ 利用の方法

利用する場合は、事前に団体登録が必要です。利用できる団体は、代表者が市内在住の20歳以上の方で、5人以上で構成される団体(半数以上が市内在住又は在勤、在学者であること)です。団体登録は、団体構成員名簿を用意した上で、生涯学習課で登録していた

だきます。

学校施設のため、活動内容によっては、利用 できない場合もあります。

利用申請は、利用する各開放校の管理人へ、決められた時間内での申込みとなります。

- ・翌月分の申込みは、毎月第一土曜日の午 後1時に受付
- ・空き状況での申込み(利用日の7日前まで) は平日午後6時30分~午後7時30分、土・ 日曜日、祝休日は午後1時~午後2時の 受付
- ※受付時に、重複がある場合は、抽選となり ます。



鶴川中学校の小ホール

(2) 学校施設「スポーツ施設」の開放

市民の健康推進、親と子のふれあい、地域コミュニティづくりの促進を目的として、校庭・体育館・プールの開放を学校教育に支障のない範囲で、町田市教育委員会が指定する日時に各学校において行っています。

① 利用の範囲

- 〇 校庭
- 体育館
- プール(夏季期間10日程度)
- 木曽中学校校庭夜間照明設備
- 学校設置の「温水プール」(3校)

② 管理運営の方法

○ 各校の学校開放運営委員会 校庭・体育館・プールの開放については、 学校ごとに学校開放運営委員会を設立する 必要があります。 したがって、町田市の小・中学校62校が 全て開放できているものではありません。

○ 委託管理によるもの

木曽中学校校庭夜間照明設備及び温水プ ールの開放については、委託による管理と なっています。

③ 利用の方法

- 事前に団体登録が必要なもの
 - ・校庭、体育館の利用
 - ・木曽中学校校庭照明の利用 登録は、構成員10人以上の団体である ことなどが条件となっています。
- 利用当日に手続きするもの
 - ・温水プールの利用
 - ・開放プールの利用(夏季期間)

④ 木曽中学校校庭夜間照明設備

〇 利用時間

4月~9月 午後6時30分~午後9時 10月~3月 午後5時30分~午後9時

○ 使用料

30分/600円(高校生以下は300円)

⑤ 温水プール (町田第一中学校・南中学校・ 鶴川中学校)

○ 各プールの大きさ 共通(25m6コース) 水深(町一中・南中…1.2~1.5m) (鶴中…1.15~1.35m)

○ 駐車場、駐輪場

町田第一中学校は駐輪場のみです。南中学校、鶴川中学校には駐車場、駐輪場が設置されています。

- 〇 利用案内
 - ・対象 市内在住、在勤、在学の小学生以 上の方(小学生は、遊泳保護者同伴のこ と)
 - ・休館日 毎週水曜日(祝日にあたるときは、その翌日)、年末年始、その他、管理者の指定する日
 - ・使用料 大人1回300円 (65歳以上の 方及び障がいのある方は100円)

小・中学生無料(ただし、夏休み期間 7月21日から8月31日までは有料1回 100円)

温水プール利用時間

区分	平日	土日祝日	
6月~9月	午後 6 時 30 分~9 時	午前 10 時 ~ 午後 9 時	
8月(夏休み)	午後1時~9時		
10月~5月	午後 5 時 30 分~9 時		

(3) 廃校施設の開放

① 教室開放(8教室)

廃校となった旧忠生第五小学校の有効利用を図り、「跡地教室」として8教室を開放しています。1階に80㎡の部屋、2階に60㎡の会議室2室、和室1室があり、1階、2階の4部屋では空調設備が完備されています。

※3階、4階にある4部屋には、空調設備が ありません。

② スポーツ開放(校庭・体育館)

廃校となった旧本町田西小学校・旧緑ヶ丘 小学校・旧忠生第五小学校・旧忠生第六小学 校の校庭、体育館を従前からのスポーツ開放 に引継ぎ、「跡地スポーツ利用」として開放 しています。

利用のためには、事前にスポーツ振興課へ 跡地利用の団体登録が必要です。

利用の日程管理等は、各施設の学校跡地スポーツ利用運営委員会が行っていますので、 利用申込は、それぞれの決められた運営委員 会への申込みとなっています。